

ふくおか県芸術文化祭参加事業 募集要領

ふくおか県芸術文化祭実行委員会

ふくおか県芸術文化祭の趣旨に賛同し、その目的に沿った公演、コンクール、フェスティバル、展覧会、講演会、講習会等の事業について、本文化祭に参加していただける事業を次のとおり募集します。

【応募】

ふくおか県芸術文化祭参加事業の承認を受けようとする場合は、令和8年12月11日（金）までに、ふくおか県芸術文化祭ホームページの応募フォームからお申込みください。

URL：<https://geibunsai-fukuoka.jp/application/>

【承認】

応募内容を審査の上、ふくおか県芸術文化祭参加事業として適当と判断された場合は、主催者に対して承認の旨を連絡します。承認された事業については、ふくおか県芸術文化祭ホームページに掲載させていただくとともに、ふくおか県芸術文化祭のロゴマークを使用することができます。

【承認基準】

1 主催者について

次の各号のいずれかであること。ただし、暴力団、暴力団員が役員となっている団体及び暴力団員と密接な関係を有する団体は対象としない。

- (1) 地方公共団体（公社等を含む）
- (2) 公益法人（宗教法人を除く）又はこれに準ずる団体
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- (4) 企業等
- (5) 文化団体等
- (6) その他上記の各号に準ずると認められるもの

2 事業内容について

次の各号に適合するものであること。

- (1) 事業の内容がふくおか県芸術文化祭の趣旨に沿うものであること。
- (2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
- (3) 専ら営利を主たる目的としないものであること。参加者等から費用を徴収する場合は、その額が社会通念上適正なものであること。
- (4) 法令等に違反しないものであること。
- (5) 事故防止、環境美化、公衆衛生等について十分な配慮がなされているものであること。

3 実施期間について

令和8年10月から12月までに実施する事業であること。

【広報物への表示】

承認後、主催者は、参加事業の広報物（プログラム、チラシ、ポスター等）に「ふくおか県芸術文化祭2026参加事業」と表示してください。

【報告】

主催者は、事業終了後速やかに参加者数（来場者数）を本実行委員会事務局にメールでご報告ください。事業の開催期間や会場など、応募内容から変更がある場合には、併せてご報告ください。

【その他】

- ・申請内容について、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがありますので、すみやかにご対応いただきますようお願いいたします。
- ・上記説明等の求めに応じない場合や、申請に虚偽の内容があった場合、承認基準に照らして不適切と認められる事実が発覚した場合等は、参加事業としての承認をすみやかに取り消すものとします。
- ・ふくおか県芸術文化祭実行委員会は、参加事業における事故等についての責任は負いません。

<問合せ先>

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7－7

ふくおか県芸術文化祭実行委員会事務局

（福岡県市町村・地域振興部文化局内）

Mail : geibunsai@pref.fukuoka.lg.jp